

令和8年8月 回答分

手紙の概要	回 答
市役所の申請書類について、書き方の見本をカラーにしたり、項目ごとのフォントの大きさや色味を変えたりしてほしい。市民に伝える情報は、できればデザイナーに頼んで作成してほしい。	わかりやすい公文書で、市民の皆様へ正確な情報をお伝えすることは重要であると認識していますが、御要望いただいた文書のデザイナーへの依頼については、業務効率や費用面など、様々な観点から慎重に検討する必要がある、対応することは困難であると考えています。 しかし、いただいた御意見を踏まえ、記入例をカラーにしたり、案内文書のフォントを調整したりするなど、わかりやすい文書の作成に努めていきますので、御理解をお願いします。 また、公文書の記載内容や申請書の記入方法など、御不明な点がありましたら、どのようなことでも遠慮なくお問い合わせいただきますようお願いいたします。 【健康福祉部 障害福祉課】
令和3年策定の「校則の見直しに関するガイドライン」に明白に違反する規則が、各校で強制されている。靴の白色指定は、ガイドラインで見直しの対象とされているが、指定している学校がある。防寒着の禁止は、体調維持に問題が生じると指摘されているが、禁止している学校がある。アイプチや前髪制限、ねりけし禁止など、自己決定権への過干渉が横行している。教育長の責任において、ガイドライン違反の規定を無効とする通知を、全校へ発出してほしい。	校則は、社会通念に照らして、子どもたちを守るために必要かつ合理的な内容であることが求められており、ガイドラインに沿って、各学校で対応しているところです。 御指摘いただいた点で申し上げますと、前髪の制限は、学習や運動時の視界を確保し眼精疲労や怪我を防ぐための安全上の配慮です。上靴については、家庭の経済格差による児童生徒間の孤立やトラブルを防ぐために白色としています。ラバー部分の色やライン・柄は自由で画一的にはしていません。 また、校舎内での防寒着の禁止については、現在すべての学校で教室、特別教室、体育館の空調設備を完備していることから、授業への集中力を高めること、さらには衣服の引っかかりによる転倒や事故を防ぐ安全管理上の意味も含まれています。なお、個別の健康上等の理由がある場合は、柔軟な対応を行っています。 今後も、各小中学校にて引き続き毎年見直しを行い、時代に合わないルールについては、児童生徒や保護者、地域との対話を通じ、ガイドラインの手順に沿って柔軟に見直していきますので、御理解をお願いします。 【教育委員会事務局 児童生徒支援課】

令和8年8月 回答分

手紙の概要	回 答
昭和44年に制定された草津市民憲章は、長年、市の精神的支柱として機能してきたが、複雑化・多様化した現代社会の価値観と大きな乖離が生じている。昭和の均質な社会を前提とした同質性を求める憲章から、多様性の尊重等を中核に据えた新たな理念へのアップデートが不可欠である。市民参加型の議論の場を設け、令和の草津市にふさわしい、新しい市民憲章の再構築に着手してほしい。	本市では、市民の皆様と行政が共に手を携え、明るく住みよいまちにするために、市民憲章を制定し、市民の皆様と共にまちづくりを進めてきました。 こうした中で、時代の変化はあるものの、「心の規範」としての理念は一貫していることから、抜本的な見直しについては現在のところ考えていません。 今後も、市民の皆様と連携しながら、より良いまちづくりを進めていきますので、御理解をお願いします。 【まちづくり協働部 まちづくり協働課】
草津市桜憲章について、内容の抜本的見直しを提言する。現在の文案は、論理的整合性と実効性を欠き、市の理念を示す憲章として不適格である。表面的な響きの良さにとらわれず、本市の歴史や市民の真の姿に根差した、論理的かつ実効性のある憲章へと再考してほしい。	本市では、平成16年10月に市議会から、人と自然の調和と復活を図り、潤いのあるまちづくりや故郷意識の醸成に役立てるための「桜並木を活かしたまちづくり」の政策提言を受け、新たなまちづくりの指針として、平成18年3月1日に「草津市桜憲章」を制定しました。 制定にあたっては、全国から文案を募集し、多数の応募作品の中から最優秀賞に選ばれた作品を採用しています。以来、市民の皆様が桜並木を愛し、地域の美しさや結束を象徴する指針として根付いています。また、本憲章は抽象的な表現を用いていますが、市民一人ひとりが地域を愛し守る心を育むことを目的としており、その普遍的な理念が多くの市民に受け入れられていると考えています。 以上の経緯と現状を踏まえ、いただいた御要望は真摯に受け止めていますが、現時点では見直しの予定はありません。 今後も、市民の皆様の御意見を伺いながら、本市のよりよいまちづくりに努めていきますので、御理解と御協力をお願いします。 【建設部 公園緑地課】

令和8年8月 回答分

手紙の概要	回 答
渋川福複センターの裏手通路は見通しが悪く、自転車と歩行者の接触事故の危険性から、注意喚起の看板を市が数年前に設置したが、管理されておらず劣化がひどい。市で随時管理してほしい。バイクの通行もよく見受けられるので、対策を検討してほしい。	渋川福複センター付近の設置看板については、令和4年度に文字盤の修繕を行ったところであり、その維持管理について、本来であれば看板設置者である市で対応すべきところでしたが、地域で御対応いただき申し訳ありませんでした。 今後の設置看板の状況確認や修繕については、市が渋川まちづくりセンターと連携しながら、責任をもって対応させていただきますので御理解をお願いします。 また、自転車やバイクの通行に対する他の対策については、現在のところ妙案がないため、上述の状況確認や修繕を適切に行いつつ、引き続き、設置看板による注意喚起を図っていきたいと考えていますので、併せて御理解をお願いします。 【まちづくり協働部 まちづくり協働課】